

平成 28 年 第 2 回

# 高森町議会 3 月臨時会会議録

平成 28 年 3 月 1 日 開会



高 森 町 議 会

3月1日（火）

（第1日）

## 平成28年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成28年3月1日  
午後1時30分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

6番 立山 広滋君

7番 森田 勝君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期 (1日間)

自 平成28年 3月1日

至 平成28年 3月1日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 1日 (火)	本会議	議案審議

日程第3 同意第1号 高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについて

日程第4 議案第4号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

### 2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 牛 嶋 津世志 君

2番 岩 下 健 治 君

3番 後 藤 三 治 君

4番 興 梶 壽 一 君

5番 芹 口 誓 彰 君

6番 立 山 広 滋 君

7番 森 田 勝 君

8番 本 田 生 一 君

9番 田 上 更 生 君

10番 佐 伯 金 也 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	佐藤武文君	住民福祉課長兼生活環境課長	安藤吉孝君
政策推進課長	馬原恵介君	健康推進課長	阿南一也君
税務課長	沼田勝之君	農林政策課長	後藤健一君
建設課長	松本満夫君	会計課長	河崎みゆき君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	たかみポイントチャンネル事務局長	東幸祐君
総務課長補佐	後藤一寛君	総務課長補佐	岩下徹君
生活環境課長補佐	田上浩尚君	健康推進課長補佐	丸山雄平君
税務課長補佐	野尻光也君	建設課長補佐	荒牧久君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	白石孝二君
--------	-------	-----------	-------

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） こんにちは。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。

平成28年は早くも3月に入りました。第1回町議会定例会を目前に控えておりますが、火山灰対策の熊本県の予算が昨日可決され、本町にあっても早急に事業に取り組む必要があることなど、緊急を要する案件のため、本日招集させていただきました。どうぞ御了承いただきますようお願いを申し上げます。

また、今日は県立高森高校の卒業式でございました。39名の卒業生が卒業をされました。また、来年度も三十数名になる新しい新入生となる感じでございます。特に再来年に関しましては、41名、来年もそうでございますが、41名をやはり目指していかなければいけないということで、町のほうも全力でバックアップをしてまいりたい、また町議会のほうの議員の皆さまも、是非とも御理解・御協力をいただきたいということをお願いを申し上げます。

本日御提案申し上げますのは、農業委員の任命に係る同意1件、一般会計の補正予算に係る議案1件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第2回高森町議会臨時会を開会します。

なお、政策推進課課長補佐 定光貴史君、農林政策課審議員 古澤要介君、教育委員会事務局審議員 堺昭博君、監査委員事務局長 安方含君から欠席届がっておりますので報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 立山広滋君、7番 森田勝君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日3月1日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

## 日程第3 同意第1号 高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについて

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第1号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。お疲れさまです。

同意第1号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについての同意につきまして御説明を申し上げます。

農業委員会法の改正により、推せん・公募により選任される本町の委員定数14名のうち、過半数の8名が認定農業者でなければならないとの規定がございます。先の議会において御説明申し上げましたように、農業委員会の選任のため、推せん・公募を1月15日から2月12日までのおおむね1カ月間受付を行った結果、認定農業者は7名の推せんにとどまりました。認定農業者が過半数を超えない場合、農林水産省令第2条の定めに基づき、議会の同意を得ることにより、認定農業者に準ずる者を加え、過半数を満たすことが可能となります。

以上のことから、本臨時会に御提案申し上げ、同意をお願いするものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

今回、農業委員の過半数を認定農業者と、また認定農業者に準ずる者とするということで同意の案件が出ておりますけれども、認定農業者は農業経営基盤強化促進法に基づいて自ら農業経営の改善計画を町に提出をして、町がそれを認定をした者を認定農業者とするということになっておりますけれども、これに準ずる者とする

ということで、認定農業者の準ずる者という資格要件なり定義、こういったものについてどういったものかお尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 5番 芹口議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申されましたように、認定農業者等とはおっしゃいましたとおりでございます。認定農業者に準ずる者とは、まず1番目には認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画している親族、認定就農者、認定就農法人の役員、集落営農組織の役員、国や地方公共団体の計画に位置付けられた個人農業者または法人役員、指導農業士、それから基本構想水準の到達者等の8項目に及んでおります。今回の該当される方は、過去に認定農業者であった方ということで御提案をいたしております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについてを採決します。

本件について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについては、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第4号 平成27年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第4号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第4号で御提案いたしました、平成27年度高森町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、臨時会での御提案ということで、いずれも緊急性があるものにつ

いて予算計上するもので、歳入歳出それぞれ1億4,412万9,000円を追加し、予算の総額を47億5,802万9,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

第14款国庫支出金において、児童福祉費負担金、年金生活者等支援臨時福祉給付金を計上いたしました。

第15款県支出金において、選挙人名簿システム改修費補助金、阿蘇火山降灰対策事業補助金を計上いたしました。

第18款繰入金においては、財源調整のため財政調整基金を繰り入れるものでございます。

続いて、3ページの歳出について御説明いたします。

第2款総務費において、選挙人名簿システム改修委託費を計上いたしました。

第3款民生費において、臨時福祉給付金システム改修委託費、子ども子育て支援システム改修委託費を計上いたしました。

第5款農林水産業費において、降灰対策費を計上いたしました。

第8款消防費において、防災管理費を計上いたしました。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

なお、詳細につきましては、お配りしております補正予算概要書にて御確認をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番 岩下健治君。

○2番（岩下健治君） 7ページ、歳出の5款農林水産業費の中で、阿蘇火山防災園芸対策事業費補助金についてでございますが、このビニールハウスの整備につきまして、今から事業をするということになりますと、時間的余裕があるのかなという感じはいたしますが、もう既にこういう対策整備につきまして、希望者を募っておられて、この予算計上になったのかどうかお答えを願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 2番 岩下議員の御質問にお答えいたします。

今回の降灰対策事業につきましては、園芸に関する事業と、それから畜産に関する事業がございます。昨年度の10月以降ぐらいに、この事業についての取り組む概略の説明がございました。その時点では、内容等につきましてはまだ国の補助が



どの程度付くかもまったく分からず、それから内容につきましてもまだ曖昧な点多々ありましたけれども、いずれにしましても園芸関係につきましても、降灰が今後またあった場合に、農家に対して、農家が不安を抱かないように、その防災のためにビニールハウス等を整備するという事業計画が国のほうで認められて、それで早速、関係の町内の農業者等につきましても調査をいたしまして、希望を募っております。その中で、実質的にそのハウスの規模、それから建設する場所、何の作物のためにそのハウスを建てるのか等々を本人さんに提出していただいて、内容等を十分審査いたしまして、数量的にかたまりましたので、事業要望書というのをまず県のほうに承認申請を出しまして、県から国にですね。国まで上がっております。その中で事業に対しての承認が見込めるというような状況までこぎつけたので、今回御提案をするということになっております。先ほど町長からもありましたように、国の補正予算、それから県の補正予算等も承認いただいたようでございますので、早急に本事業に取り組むということで、今回御提案をさせていただいております。

ただ、岩下議員おっしゃるとおり、今からこれに取り組んでも年度内の事業完了というのは見込めませんので、内容としましては見積書等、一般競争入札等によります見積書を徴し、そして事業の相手先との契約を年度内に結び、そして事業実施自体は平成28年度に繰り越して行うというような形をとってまいります。これは畜産についても同様でございますので、その分も加えてお答えいたします。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 岩下議員の御質問に後藤課長がお答えしたわけですが、私が補足を少しさせていただきたいと思っております。

おっしゃるとおりでございます。繰越しの来年度、28年度になるということですが、たいへん農政のほうは全力で積み上げたわけですが、なかなか県と国に出しまして、それが決定という形で下りてきて、県議会の中でそこを決定していただくまでには、かなり時間を要したというのが、私の感覚からでもそうでございますが、事務的であったり、経緯であったりすることに関しては、しっかり説明というのが付くようにできておりますので、今後とも御理解・御協力をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今、2番議員さんが質問されたこと、非常にこの議会においても、特別委員会ができておりますし、先般から阿蘇の火山も静かになったかという話もあったんですが、度々やはり小噴火を繰り返しておるということで、それに対しての対応措置ということで、以前から準備されていたことが、やっとうこういうふうな形で予算が付いてきたということは喜ばしいことだと思っております。

問題は、この7ページの、今、岩下議員が質問されたことなんですが、主にこの7,300万円、要するにハウス関係の事業なんですが、これは面積的にはだいたいどの程度になるのかということですね。ハウス面積がだいたいどの程度を予定されておるのかと、この畜産対策の事業補助金についてはどういうものを計画されておるのかということ、だいたいおおむねの調査はされておると思いますが、おおむねの調査をされたということでもありますので、どういうものが該当しておるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、園芸対策事業でございますけれども、先ほどの御質問にありました面積につきましては、約1.5ヘクタールを見込んでおります。事業主体は高森町のハウス利用組合でございます。構成農家数は全部で20戸でございます。2連棟ハウスが40メートルから50メートルの長さに、棟ごとに長短はございますが、8棟建設する予定で、対象農家は3戸です。事業費は、先ほど議員おっしゃったとおりでございますので、そのへんは割愛させていただきます。

それから、補助割合でございますけれども、国の補助金は総事業費のうち消費税を除く補助対象事業費8,879万8,000円に対して、国庫補助が55%、県が14.15%、町が14.15%でございます。残りの16.7%と消費税は事業主体の負担となります。

次に、畜産対策事業費でございます。先ほどおっしゃられましたように、降灰があった場合、飼料作物に対する被害の予防及び軽減を目的として、収穫作業日数の短縮のため、収穫調整機械を導入するものでございます。事業主体は10団体です。対象農家戸数は37戸でございます。機械の内容としましては、ロールベラー、それからディスクモア、モアーコンディショナー、ジャイロテッター、ラッピングマシン、レーキ、それからロールを運ぶホイールローダーです。これはクラブ付きでございます。それから、クラブの単品が1台でございます。

事業総額は8,735万9,000円でございます。これも先ほどの園芸と同様に、

補助対象事業費は8,088万7,000円でございますので、こちらは国庫の補助は50%、2分の1でございます。それから、県の補助が6分の1、16.66%ほどになるかと思えます。町も同様に6分の1、16.66%です。残りの6分の1と消費税は、同じく事業主体の負担となります。

以上、御説明いたします。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

畜産を除く農業事業について、特に阿蘇は高森は露地栽培がだいたい盛んでして、火山灰が降ってくると、その方たちがやはりたいへん悩みが多くなるということで、こういうふうな事業は歓迎するわけです。ただ問題は、園芸対策についてはハウスで火山灰はよけることができるんですが、ただ畜産についてはどんなに機械を入れても、なかなかこの火山灰の除去というのは難しいわけです。

それと、畜産については、畜産リース事業などがあって、それから畜産農家の方たちは今までにある程度のアタッチメントはそろえていらっしゃると思うんですね。その中でこういうふうなものも、また購入されるわけなんですけど、私が考えるのには、今後考えていただきたいことは、施設園芸の農家の皆さんたちは、確かにビニールハウスを持っていて、その中でいろいろと工夫されてやっっている。そして、火山灰が降ることによって、またそのビニールの劣化等、要するに骨格部分、骨の部分の錆等でかなりの耐用年数の短縮になって経営を圧迫していらっしゃるということです。ですから、今後、私たちは広い農地を持っておる中において、やはりその施設園芸に対しての普及というものも考えていかなければならないわけなんですけど、できればもう少し園芸対策に対して、ビニールを買って、ハウスの補助だけでなくして、ハウスを補助した後に、今度はハウスの中の設備の補助ということも考えて、今から先はいかんと、やはりこれだけ異常気象が続いてくると、夏場の異常高温であったり、やはり湿度であったり、そういうことによって園芸農家の方たちの悩みというのは、これは絶えないわけです。ですから、今から先、施設園芸農家の方たちの農業経営について、今から先も考えていくにおいては、そういう設備についても、私は考えていただきたいと思うんですけども、今回、園芸対策のほうでこれだけの金額を組んでいただいて、施設園芸の皆さんたちは喜んでいらっしゃると思います。しかし、その後、つなげていく、安心して農作物を生産させていくことができるようにするためには、その中の設備をもう少し考えていただきたいと思うんですけども、そのあたりはいかがでございましょうか。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） すみません。自席から失礼させていただきます。

先ほど申されましたように、今回の園芸対策事業というのは、他の事業にはないほどの高率な補助金が投入されるわけでございます。国・県の考え方といたしましては、基本的には施設整備については十分な対応をするので、その分も、本来ならば本人さんが負担しなければならない金額分が、その分負担せずに終わるということでございますので、その点につきましてはできる限り、本人さんのほうで対応していただけないかというような御説明でございます。ただ、先ほど申されましたビニールの劣化等々、今後課題は出てくるかと思えます。鹿児島においても、ビニールの張り替え等についての補助については御検討されたようございましたけれども、なかなか県のほうの補助が認めていただけないというような課題もあったようございます。いずれにしましても、今、議員おっしゃったように、園芸施設を整備するに当たって、それだけでいいのかということは当然考えられますので、今後とも課題として今の御意見を賜りまして、こちらのほうも動いていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

要は、町長が国・県からの補助事業を持ってくる、こういうふうに悩みを解消するために、それをホップステップジャンプという形で、私はやっていただきたいと思えます。これがきっかけで、できればこの後、上物をつくったならば、その中で作業をする人たちが安全に、また安心して農作業ができるように、そういうことも考えて、せっかくこれだけ補助率の高い補助金を国・県からいただいたわけでありますから、できれば以前、畜産開発公社等でやった畜舎等があっちこちで空いております。これは補助率が異常に高かった建物なんですよね。しかしながら、やはり大半がそういうふうにしてから空いて、倉庫になっているということがあるんですよ。ですから、次にその補助事業をつなげていかなければ、やはり10年後にあの事業は何だったんだということになりますから、やはり農林政策課のほうにおいても十分そのへんについては協議をしていただいて、これから先は自己負担ですよという形だけではなくして、じゃあ自己負担になる部分についても先進的な技術があるのならば、それについての補助事業も見つけてあげるような気構えで、町長のほうに提案して、どんどん援助してもらってください。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成28年第2回臨時会

平成28年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生  
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一  
作成 株式会社アクセス  
電話 (096) 372-1010

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電話 (0967) 62-1111